

人的資源社会保障部 財政部 国家税務総局の失業保険による企業安定支援政策の継続実施に関する通知(人社部発[2024]40号)

本通知に関する内容は以下の通りです。

- 1、 段階的引下げ政策を引き続き実施します。失業保険料率を 1%まで段階的に引下げる政策を 1年間継続し、2025年12月31日まで実施します。
- 2、 失業保険の職業安定還付政策を引き続き実施します。保険に加入し、失業保険料を12ヶ月以上満額納付している企業で、前年度に人員削減を行っていない、又は人員削減率が前年度の全国都市調査失業率の統制目標を上回らず、30名以下（30名を含む）の保険加入企業の人員削減人数が保険に加入している従業員総数の20%を上回らない企業は、失業保険の還付申請を行うことができます。大型企業に対しては、前年度の企業及びその従業員の失業保険の実納付額の30%を上回らない金額で還付します。中小零細企業に対しては60%を上回らない金額で還付します（実施期限は2024年12月31日まで）。
- 3、 技能向上補助金政策を引き続き実施します。1年以上失業保険に加入している企業の従業員や、失業保険を受給して職業資格証明書又は職業技能等級証明書を取得した者は、初級レベル（5級）1,000元、中級レベル（4級）1,500元、上級レベル（3級）2,000元を超えない範囲で、技能向上補助金を申請することができます（実施期限は2024年12月31日まで）。

政策リンク：<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100013/c5223573/content.html>

上記内容についてのお問合せは、広州マイツまでご連絡ください。



WeChat アカウントはこちら